

会議録（要点筆記）

会 議 名	第2回米原市自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	平成26年1月31日（金）午後3時00分～午後4時30分
開 催 場 所	米原庁舎 2A会議室
出席者および欠席者	出席者：今川委員、井上委員、福井委員、戸田委員、安田委員、保正委員、福永委員、垣見委員 【事務局】要石政策監、山田政策調整課長、西村政策調整課長補佐、坂主査、三輪主任、 傍聴：中川雅史議員 欠席者：吉原委員、岩山委員、岡委員
議 題	①自治基本条例に基づく市のこれまでの取組について ②総合計画の位置付けについて
結 論	・ 市民投票条例について、今期の推進委員会で議論を進めていく。 そのための参考資料を次回事務局から提示。 ・ 総合計画の位置付けについては、議論のポイントになる資料を事務局から提示し、議論する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	1. 政策監あいさつ 自治基本条例は市の最高規範である。市における憲法のようなものだが、まだまだ知らない方も多い。浸透させるためにもいろいろな意見を出していただきたい。 2. 議題 ①自治基本条例に基づく市のこれまでの取組について 事務局より資料に基づき説明 【平20年10月第1期推進委員会からの意見書（提言）に対する市の取組状況】（意見交換） ・ なでしこネットの登録年齢要件が満18歳以上となっている。審議会などでは20歳以上という規定が多いが18歳以上にした理由は何かあるのか。 →まずは審議会の委員などで参画いただくが、他にもイベントや事業の企画等の実行委員会等の参画も含めて考えているため。 ・ なでしこネットの資格要件で「市内の事業所勤務」はあるが、「学ぶ人」が無いのはなぜか。自治基本条例では「学ぶ人」も市民と規定している。 大学が無いから？しかし自治基本条例では規定している。 →担当に確認をとります。 * 「米原市女性人材バンク設置要綱」では、登録要件に「学ぶ人」が規定されています。広報の段階で「学ぶ人」が省略されていました。 ・ なでしこネット登録者が意外と少ない。 →まだ認知度が低いと感じている。市の情報発信の手法として今は一方的なので、こちらから働きかけるような発信の仕方が必要だと思う。

- ・協働事業提案制度について、たくさん提案が上がっているが、これは提案するだけなのか。
 - 提案団体は市との協働で主体的に実施してもらっている。今年度採択された事業は来年度実施。25年度提案制度については26年度から実施するもので、現在担当課と実施に向けての協議を進めている。実施後は公開の報告会で評価もする。それぞれに情報発信もしている。
- ・柏原で古民家活用の取組をされている。機会があり連絡をしたことがあるが、事業を実施されていなかった。良い取組であるので気になった。しっかりと活動いただけるようにしていただきたい。
 - 来年度実施事業で活動が始まったばかり。準備段階でまだ軌道に乗っていないので、活動が不安定な状況。すでに活動は一部始まっているので予定をまちづくり通信などで情報発信をしていきたい。
- ・自治会の役員が1年で交代の所が多い。地域担当職員を実施されたときに、新役員会などで説明などしてもらえないか。
 - 年度当初に話があった方が取り組みやすいのでよろしくお願ひしたい。
 - 自治会への投げかけは必要であると考えている。今年度10月に制度がスタートして、各地域の市民自治センターが自治会へ積極的にアナウンスをしている。
 - 年度替わりには、すでに実施している自治会の事例も紹介し、再度説明したい。
- ・市民が利用できる補助金は色々あると思う。市民の中に県や国の補助金を知っておられる方が何人くらいおられるのか？
 - 特産品のことで補助金が欲しいと思ったが、どこに相談したらいいのかわからず、県に相談し、国の補助金を紹介してもらった。市の特産品を開発したいので市の補助金が欲しいと思ったが。
 - 補助金等の相談はどこにすればいいのかわからない。
 - まずは地域の自治振興課で案内させてもらっている。しかし全ての補助金メニューを知っているわけではないので、担当課にも連絡させてもらおう。
- ・民間団体の補助金なども含めて、中間支援のNPOなどで案内の窓口があるとよいが。
 - 今はそのような団体が無いので、まちづくり通信などで得た情報を発信するようにしている。
 - 補助金を探すだけでなく、必要であれば作るという提案も市民からいただきたい。そういったアプローチをいただくことも大事だと思う。今なら住宅リフォームや太陽光など個人に対しての補助も是非提案いただきたい。

- ・市民の要望を聞いて補助メニューを作りたいと言う行政は珍しい。頼もしく思う。
- ・議会について、いろんな議題があがっているが、全く知らない話題がでてくる。議員の中には自分の意見ばかりの方もおられる。
→議会基本条例ができて議会報告会を行う事になった。議会で決まったことは市民にしっかりと伝えるということになった。
- ・これまで女性議員がいなかったが、やっと2人に増えた。今後は変わってきそうだと期待している。
- ・自治基本条例の周知であるが、自治会だけでは周知できないと思うので、ターゲットを絞って方法を考えたほうがいいのか。学校で授業をすると子どもが家で話をして親の認知度があがるのか。
- ・広報まいばらは市民に結構読まれている。広報に載せるボリューム次第では目にとまる。浸透していく方法を考えてほしい。
→「子ども向け」というのはこちらも考えていたので進めていきたい。
- ・4-4の項目(市民投票条例)について。市の取組はこれまで特にないが、市民投票条例は自治基本条例に盛り込まれているため、この件について御意見はないか。市民投票とは市民投票の結果を尊重して、議会などで最終的には決めるもの。
→最終的には市議会で決定するが、大事なことについて市民のみなさんの意向を尊重するツールである。率直な意見をいただきたい。
- ・自治基本条例にうたわれているのであれば、実施できるように準備しておく必要がある。するとなったときにすぐできないと意味がない。
- ・自治基本条例第17条において書かれている市民投票については準備が必要であるということで推進委員会からの意見として良いか。
- ・「どういう条件が揃えば市民投票ができるのか」というところを準備しておく。
- ・年齢要件で18歳以上も聞くが、旧米原町住民投票の時は18歳以上だったのか。投票所など通常の選挙と同じであったか。
→20歳以上であった。投票所は普通の選挙よりもっと細かな単位で設けた。
- ・年齢については最低限決めておいた方が良いのではないか。それをこの場で決めていいものか分からないが。
- ・今回は市民投票条例についての資料は準備していないが、次回以降、資料や検討事項を整えて市民投票をテーマに議論していきたい。
他市の状況なども参考に、今後この場で意見交換をしていきたい。

②総合計画の位置付けについて
事務局より資料に基づき説明

- ・総合計画とは
- ・県内各市の総合計画の位置付けについて

(意見交換)

- ・地方自治法の義務化が廃止されたのは、総合計画が浸透、各市町で多様な手法で策定し始めたので、それを尊重する意味でも廃止された。
- ・米原市の現状は、議会基本条例で承認については位置付けられているので、作る側の根拠を定める必要があるのではないか、ということ。
→本日初めての議題であるので、今日はこのようなものがあるということを知っていただく場として、次回以降で検討するというだけでもよいかと思う。
- ・自治基本条例の中に含めるか、単独条例とするかの違いは。
→単独であると、状況に合わせて条文改正ができる。自治基本条例は考え方として簡単に内容を改正できないものとしている。
- ・全国的に見てどのような流れか。
→県内の状況しかわからないが、地方自治法改正後に自治基本条例を制定した市町は自治基本条例の中に盛り込む傾向である。検討中というところはすでに自治基本条例を制定していて、米原市と同じように自治基本条例に盛り込むか、単独条例とするか検討をされている。
→総合計画の位置付けについては、次回更に詳しい議論の材料を事務局から提示するので議論をいただきたい。

③その他

- ・第2期、第3期の推進委員会の提言についてもその取組状況は報告いただけるのか。
→今回はできていないが、今後の議論の中で報告していきたい。
- ・すぐにできることばかりではないと思っている。平成20年度の提言に対してはこれだけいろんな取組がされているので、推進委員会での意見が生かされていると感じる。
- ・市民との関係で信頼関係ができていくのは良いことですが、やればやるほど行政の仕事が増えるという傾向はあるか？
→有ります。
- ・市民が活動することで行政も効率よく仕組みが変わっていくのが本来の理念であると思います
→やめる事業を選ぶのが下手。そこは行革の委員会があるので進めていかなくてはいけない。
- ・資料を見て思ったが、市民が自分たちのまちを作っていくということになっている。市役所の職員さんも一市民として地域のことに関わっていただきたいが、忙しくてそのような状況に無い。職員それぞれが地域の事に関われる時間をも

	<p>てるような仕事の仕方を市役所にはしてほしい。それが事例となり、他の企業が地域に関わるきっかけになればと思う。</p> <p>・次回は市民投票について他市の状況や資料を事務局から提示いただき議論を進める。総合計画についても議論のポイントを押さえて資料を提示していただきもう少し議論を進めていく。</p> <p>次回の予定 平成 26 年 5 月 19 日（月）13 時から会場は同じ</p>
--	---

会議の公開・非公開の別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者： <u>1 人</u></p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>一部公開または非公開とした理由 ()</p>
会議録の開示・非開示の別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)</p>
全部記録の有無	<p>会議の全部記録 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p> <p>録音テープ記録 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>
担 当 課	政策調整課 (内線91-244)